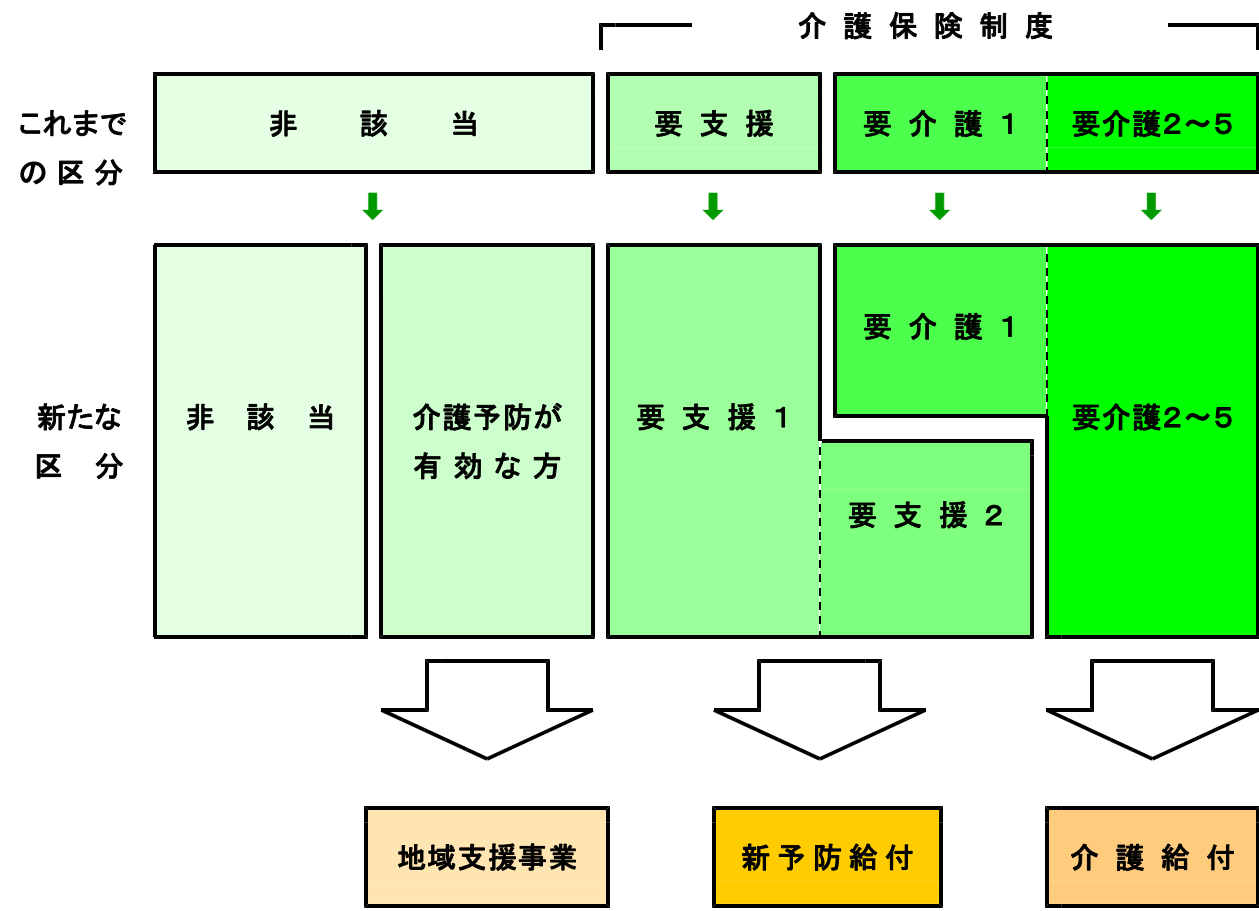


# 新たな介護予防システムの概要

要支援、要介護1といった軽度の方々は、生活自立度が高く、潜在能力が多く残されていることから、早期から予防とリハビリテーションを行うことによって自立した生活を送っていただけることが十分に期待できます。

そこで、要介護度が悪化しないよう、本人の「意欲」を引き出し「自立支援」に役立つサービスを目指して、平成18年度から新たな介護予防システムが創設されました。



要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業が介護保険制度に新たに位置づけられた。

軽度者(要支援・要介護1)を対象として、要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な新たな予防給付が創設された。

## 背景

- 軽度者の大幅な増加
- 軽度者に対する介護給付サービスが状態の改善につながっていない。

## 新予防給付に導入するサービス

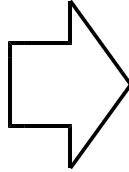
### ①既存サービスの見直し

生活機能の維持・向上の観点から、既存サービスの内容・提供方法等が見直されました。

#### ○居宅サービス

訪問介護(ホームヘルプ)  
訪問看護  
通所介護  
通所リハビリテーション  
短期入所生活介護(ショートステイ)  
福祉用具貸与  
など

#### ○居宅介護支援



#### ○介護予防サービス

介護予防訪問介護(ホームヘルプ) ※  
介護予防訪問看護  
介護予防通所介護  
介護予防通所リハビリテーション  
介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)  
介護予防福祉用具貸与  
特定介護予防福祉用具販売  
など

#### ○地域密着型介護予防サービス

#### ○介護予防支援

※単に生活機能を低下させるような家事代行型の訪問介護については原則行わないこととし、例外的に行う場合でも、必要性について厳格に見直した上で、期間や提供方法等を限定する。  
(一緒に洗濯物をたたむ、一緒に手助けしながら調理するなど)

### ②新たなサービスの導入

効果が明らかなサービスについて、市町村のモデル事業を踏まえて取り入れられました。介護予防通所介護では、選択的サービスとして実施されます。

#### 筋力向上

歩行安定性の改善、転倒予防などに効果があると報告されています。

若年者のように付加的に筋力を増強するものではなく、簡易な器具なども使いながら日常生活を営むために最低限の筋力を培うことを目的としています。

#### 栄養改善

身体機能・生活機能の向上などにつながると報告されています。

#### 口腔機能向上

高齢者の日常生活動作(ADL)の改善、栄養状態、コミュニケーション機能の向上に寄与することが報告されています。

## 地域支援事業で実施するサービス

### ①介護予防事業

- ㊦ 要支援・要介護になるおそれの高い方(ハイリスク者)を特定します。
- ㊧ ㊦の方に介護予防サービスを提供します。  
(具体例:認知症予防、うつ予防、閉じこもり予防など)

### ②包括的支援事業

- ㊦ 介護予防マネジメント事業(①の介護予防サービスのマネジメント)
- ㊧ 総合相談・支援事業(地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整など)
- ㊨ 権利擁護事業(高齢者の虐待防止、早期発見等)
- ㊩ 地域ケア支援事業(支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくりなど)

### ③任意事業

- ①及び②以外に、介護給付費適正化事業、家族支援事業など

## 地域包括支援センター

公正・中立な立場から、新予防給付と地域支援事業を推進し、地域における①総合相談・支援、②介護予防マネジメント、③包括的・継続的マネジメントを担う中核機関として、地域包括支援センターが創設されました。

### 運営主体

市町村、在宅介護支援センターの設置者等で包括的支援事業の受託者

### 職員体制

保健師・経験のある看護師、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)、社会福祉士など

### 事業内容

- ① 包括的支援事業
- ② 指定介護予防支援事業(指定介護予防支援事業所として、新予防給付のマネジメント(指定居宅介護支援事業所に委託可能))